

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会
事務局長 山本 健二
政策局長 栗田 博

日頃のご活動に敬意を表します。

さて、現在、「加工食品の原料原産地表示に関する検討会」が行なわれ、大詰めを迎えています(次回検討会は9月12日予定)。フード連合は、これに合わせて8月30日(火)に農林水産省と消費者庁に意見書を提出すると共に意見交換を行いました。政策情報 No. 15 ではその内容についてお知らせ致します。

フード連合／政策情報 No.15

農林水産省と消費者庁に 加工食品の原料原産地表示 に関する意見書を提出しました！



農林水産省へ
要請書を手交する山本事務局長

加工食品の原料原産地表示制度については、「日本再興戦略 2016 (2016 年 6 月 2 日閣議決定)」等において「全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める」とされ、様々な検討がなされています。

現在、各関係団体から意見書が出されていますが、政府や消費者に近い団体、農業従事者団体等からは製造事業者の意見に対する批判も多く挙がっています。このまま中間報告がまとめられると、その内容は事業者・労働者にとって大きな負担となりかねないことから、フード連合としても意見書を提出してきました。

フード連合は、食品製造業者が加工食品全てに原料原産地表示を行うことは難しく、労働者にとっても、雇用をはじめ大きな影響があると考えています。また、消費者にとって必要な情報を正しく伝えるためには、本来の目的について議論を十分に尽くすべきと考えています。これらの点を踏まえ、労働者の立場から、実行可能性を踏まえた適切かつ慎重な検討を要請しました。

その後の意見交換では、食品の製品は大手も中小も最終製品を作る過程はほぼ同じで、コスト負担も大きいことから、中小零細企業にとっても実行可能な原料原産地表示の検討等を要請しました。さらに、中小企業を含めた食品産業の状況と労働者の声を伝えてきました。フード連合は食品産業センターや、連合、政策顧問と連携して、引き続き加工食品の原料原産地表示への対応と情報の収集に努めていきます。要請書については、以下をご覧ください。



消費者庁へ
要請書を手交する山本事務局長

2016年8月30日

農林水産大臣
山本 有二 殿

日本食品関連産業労働組合総連合会（フード連合）
会 長 松谷 和重

加工食品の原料原産地表示に関する意見書

平素より格別のご指導・ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、加工食品の原料原産地表示制度につきましては、「食料・農業・農村基本計画（2015年3月31日）」や「総合的なTPP関連政策大綱（2015年11月25日）」において、「実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」こととされ、その後「日本再興戦略 2016（2016年6月2日閣議決定）」等において更に「原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める」とされ、現在、種々の検討がなされているところと承知しております。

フード連合は、連合（日本労働組合総連合会）傘下の食品製造業を中心とした労働者で構成されている産業別労働組合です。私たちは企業活動の中で安全で安心な食品を消費者に提供することに日々努めています。今般議論されている原料原産地表示については、消費者に必要な情報を正しく伝えることは当然であり、消費者の選択のために必要な情報であると理解しています。

しかしながら、加工食品全てに原料原産地の義務的表示を拡大することについては、下記に掲げる食品製造業者、労働者の置かれている状況や個別品目ごとの事情等に十分配慮し、食品製造業者、労働者にとって十分な理解が得られるように議論を尽くす必要があると考えています。

これまでの「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」（第1回～第7回 以下検討会という）でも議論されてますように、食品製造業者にとっては、加工食品全てに原料原産地表示を行うことは難しく、労働者にとっても、雇用をはじめ大きな影響があると言わざるをえません。また、消費者にとって必要な情報を正しく伝えるためには、本来の目的についての議論が不十分ではないかと考えています。

この時点で恐縮ではございますが、労働者の立場から、実行可能性を踏まえた適切かつ慎重な検討を要請いたします。

記

1. 原料原産地の義務的表示の拡大に対応し、消費者に正確な情報を伝えるためには、食品製造業の労働者が、原料原産地の切り替えの都度間違いがないように正確に表示を切り替える必要があります。その対応のために、労力、労働時間等の作業負担の増大、品質管理のためのチェック作業の増加に伴って単純な作業ミスを起こしやすくなるといったことが懸念されます。その結果、消費者にとって正しい情報を伝えられなくなるおそれもあります。

食品産業は中小企業が多く、仮に表示ミスが発生した場合に、ラベルの無駄や製品回収等による食品ロスの問題や製造コストの増加だけでなく、消費者の信頼も脅かすことになりかねません。そして、今般の食品表示法改正に伴う対応で精一杯の中、さらに表示の義務化に対応するための設備投資は難しく、企業経営や雇用に重大な影響が生じる可能性があります。

2. 加工食品全てに一律に原料原産地の義務的表示を拡大すべきではないと考えます。なぜなら、①加工食品は、通年で価格と品質を一定に保つために原料原産地の切り替えが必要であり、特に、乳製品や小麦粉などは包材の切り替えが頻繁にあるなど、個別品目ごとに様々な事情があります。さらに、②包材の切り替え等で発生するコストが適切に転嫁されるのか問題があります。市場においては、消費者はより安価な食品を求める傾向もあり、食品製造業者がコスト増の負担を余儀なくされるばかりでなく、最終的には消費者価格に転嫁される可能性も大きいと考えられます。

3. 国際整合性についても問題があります。海外において、原料原産地表示を義務付けている国はほとんどなく、輸入原材料及び中間加工品の正確な情報の把握は困難です。また、原料原産地は国際規格（コーデックス）で表示すべき項目とされておらず、不必要な非関税障壁となる可能性があります。とりわけ環太平洋経済連携協定（TPP）の大筋合意（2015年10月5日）により、今後食品の輸入増加が見込まれますが、国内食品産業にのみ原料原産地表示を義務付けるのでは、市場競争力の点で公平性を欠くと考えます。

4. 検討会においては、義務的表示の実行可能性を考慮して原産地の「大括り表示」の導入が議論されています。しかし、例えば、小麦粉などは、季節により成分は変動するため、日々二次加工適正の品質を一定に保つ必要があります。さらに加工メーカーから種々の要望等に対応するためには、国産・外国産の比率は大きく変動します。このように「大括り表示」であっても表示の変更は頻繁に発生し、食品製造業者、労働者にとって大きな負担となります。また、消費者にとって必要な情報を提供することになるのか疑問があります。

5. フード連合は、原料原産地表示に関する情報提供そのものについては否定するものではありません。すべての加工食品に対する包材上の義務化ではなく、市場の動向を踏まえ、ウェブサイトの活用やお客様相談窓口での対応など、まずは事業者の自主的な取り組みを進めて、消費者にとって必要な情報を提供することが必要です。

また、自社のホームページを有しておらず、情報の維持管理を行う従業員を雇用できる状況にない中小零細企業が多いといった食品産業の実態にも十分配慮し、公的支援も含め検討すべきと考えます。

以上